

学 会 彙 報

1998年3月31日

『教育行政学研究』第19号の刊行
〈掲載論文〉
市町村教育委員会の教育課程行政に関する実証的研究
—その動態と要因の分析—
加治佐 哲也（兵庫教育大学）

The 1984 Teacher Education Reform in Mexico
—Focusing on the survey's data—

ロペス・ティナヘロ・マリア・ナティヴィダッド
(広島大学大学院生)

1935年オハイオ州公立学校財政維持資金法の規定内容に関する考察
—1930年代アメリカ合衆国州公立学校財政の特徴に関連させて—
上寺 康司（東亜大学）

〈文献紹介〉

季刊『法と教育』(Journal of Law & Education) の25年
—現代アメリカ教育法研究の動向—
松元 健治（広島文化女子短期大学）

1998年4月3日

西日本教育行政学会第20回大会プログラムの発送

1998年5月16日

西日本教育行政学会第20回大会開催（山口大学）

〈第20回大会記念企画：教育行政学研究の課題〉

発表者 沖野 守（元山口県教育研修所所長）
田代 直人（山口大学）

〈研究発表〉

教育委員会制度における政治的営みと文化的営み

西東 克介（九州女子大学附属高等学校）

アメリカ合衆国における学校と家庭・地域の連携に関する理論及び実践の動向
—Partnership—2000 Schools Projectを中心—

岩永 定（鳴門教育大学）

ロシア連邦における高等教育の部分的有償化

松永 裕二（西南学院大学）

総合選抜制度の展開と課題－徳島県と宮崎県を中心として－

仙 波 克 也（広島大学）
橋 口 泰 宣（宮崎産業経営大学）
佐 竹 勝 利（鳴門教育大学）
滝 沢 潤（広島大学大学院）
吉 田 香 奈（広島大学大学院）

〈総 会〉

- 1) 紀要編集委員長の岩永会員から、紀要の質を維持向上させるために、紀要編集のあり方（レフェリー制の充実、内容構成の検討等）について、今後さらに検討を加えることが報告され、会員の合意を得た。
- 2) 西日本教育行政学会第21回大会の担当について
第21回大会については、九州地区で開催することが承認された。

1998年8月4日 学会ニュース第41号、『教育行政学研究』第20号の投稿申込用紙発送。

1998年12月11日 西日本教育行政学会第21回大会は、西南学院大学で開催されることとなり、準備委員長に松永裕二会員（西南学院大学）が選出された。

1999年1月29日 西日本教育行政学会第21回大会案内、発表申し込み用紙等発送。

西日本教育行政学会会則

第1章 総 則

第1条 本会は「西日本教育行政学会」と称する。

第2条 本会の目的は、教育行政の研究を促進し、研究上の連絡、情報の交換、会員相互間の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

1. 会員の研究物及び情報の交換
2. 研究会の開催
3. 機関誌「教育行政学研究」の発行
4. その他の事業

第2章 会 員

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、教育行政学あるいはこれに深い関係のある学問研究に従事する者で、会員の推薦を受けて本会に入会することを申し込んだ者とする。

第5条 会員は、本会が営む事業に参加し、機関誌上又は研究会を通して、その研究を発表することができる。

第6条 会員は、会費を負担するものとし、会費は年額5,000円とする。

第7条 会員のうち、3年以上会費の納入を怠った者は、本会から除名されることがある。

第3章 役 員

第8条 1) 本会に次の役員を置く。

会長、副会長、理事（4名）、監査（2名）、幹事（若干名）
なお、副会長は複数置くことができる。

- 2) 前項のほか、本会に顧問を置くことができる。

第9条 会長は本会を代表し、副会長との協議の上で会務を裁理する。

第10条 1) 理事は、会長又は副会長を助け、会務に従事する。

- 2) 幹事は、それぞれ会長及び副会長のもとで会務を補佐する。

第11条 総会は、本会の事業及び運営に関する一般的な事項を審議決定する。

第12条 総会は、会長が副会長及び理事との協議の上で召集するものとする。

第13条 1) 役員の任期は2年とする。ただし、重任を妨げないものとする。

- 2) 任期途中で役員の交代が生じた場合、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 計

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

第15条 予算案及び決算書は会長が副会長及び理事との協議の上でこれを作成し、文書により会員に報告し、総会において承認を得るものとする。

第16条 本会の会計年度は、毎年の大会開催日に始まり、翌年の大会前日に終わる。

第5章 研究会及び研究物の交換

第17条 研究会は、中国・四国地区及び九州地区において開催する。その開催時期と場所は、会長が副会長及び理事との協議の上で決定する。

第18条 研究物の交換に供する複写は事務局においてこれを行う。その経費は会費より支弁する。

第6章 機関誌発行

第19条 機関誌の編集は、編集委員会においてこれを行う。編集、編集委員会その他の刊行についての規程は別にこれを定める。

第7章 雜 則

第20条 本会の事業のために別に規定を定めることができる。

第21条 本会の会則及び規定の改正は、総会における実出席会員の3分の2以上の同意によって行なわれる。

附 則

本会則は、昭和54年4月1日より施行する。

附 則（昭和55年11月9日一部改正）

本会則は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則（昭和56年11月23日一部改正）

本会則は、昭和57年4月1日より施行する。

附 則（昭和57年11月13日一部改正）

本会則は、昭和57年11月13日より施行する。

附 則（昭和60年12月7日一部改正）

本会則は、昭和60年12月8日より施行する。

附 則（昭和60年11月15日一部改正）

本会則は、昭和62年4月1日より施行する。

附 則（昭和62年11月14日一部改正）

本会則は、昭和63年4月1日より施行する。

附 則（平成元年11月18日一部改正）

本会則は、平成2年4月1日より施行する。

附 則（平成8年5月18日一部改正）

本会則は、平成8年5月18日より施行する。

西日本教育行政学会機関誌刊行規程

1. 本会は、機関誌「教育行政学研究」を毎年1回刊行する。
2. 本機関誌は、本会会員の教育行政に関する研究論文を主体とし、会員の研究紹介・文献紹介をも掲載することがある。
3. 機関誌に研究論文を掲載しようと望む会員は、所定の執筆要領に従い学会事務局に応募するものとする。
4. 論文の掲載及び編集に関する事項は、編集委員会の会議において決定する。
編集委員会は、中国・四国地区2名・九州地区2名によって構成される。
編集委員の任期は2年とする。但し再任を妨げないものとする。
5. 編集委員会は、応募者に対し論文内容について助言することがある。
6. 本機関誌の刊行に関する経費のうち、研究論文の印刷費については、毎年度執筆者ごとに実費を徴収する。機関誌に関するその他の費用については、会費より支弁する。
7. 機関誌編集事務についての通信は、「西日本教育行政学会」事務局とする。

「教育行政学研究」原稿執筆要領

1. 論文原稿は未発表のものに限る。
2. 個人研究・共同研究とも執筆者1人当たりの論文原稿は、400字詰横書原稿用紙30枚以内とする。
(ただし、個人研究の場合は、必要に応じて50枚まで可能とする。)
3. 原稿は横書きとし完全原稿とする。欧文の場合はタイプすること。なお、日本語ワープロの場合はMS-DOSの標準テキストファイル(45字×38行)とし、A4の用紙に打ち出した原稿とフロッピーディスクの両方を提出するものとする。
4. 表や図は必要最小限において活用し、その印刷位置及び大きさは、あらかじめ執筆者が希望を表示しておくこと。
5. 日本語の表記については、特に事情のあるほかは、「常用漢字表」に準拠すること。
6. 外国人・地名に原語を用いるほかは、叙述中の外国語にはなるべく訳語をつけること。外国語は3字を2画に計算する。
7. 外国語でAbstract(約1365字)を作成し、論文題目の後に挿入すること。
8. 原稿締切は毎年10月末日とする。
9. 注及び引用文献は、論文末に一括して掲げること
引用法の例　　論文の場合：著者、年号、論文名、雑誌名、巻、頁
　　単行本の場合：著者、年号、書名、発行所、頁

編 集 後 記

新緑が目に鮮やかな心地よい季節となりました。会員の皆さんには益々ご健勝のことと拝察申し上げます。学会紀要『教育行政学研究』第20号が完成しましたので、ここにお届けいたします。

さて、本学会の前身である〔教育行政学研究会〕の準備会が、香川県高松市で開催され、広島大学の名和弘彦先生が会長に、九州大学の中島直忠先生が副会長に就任されたのが、1978年11月1日のことでした。翌、1979年4月1日に同研究会が正式に発足し、3回の研究会総会を重ね、1982年4月1日に西日本教育行政学会に発展しています。

一口に20年といっても、規模が大きくなない学会が存続し、毎年、研究紀要を出し続けることは決して簡単なことではなく、学会に所属する会員の心からの交流と相互の切磋琢磨の成果ではないかと思うしだいです。今後とも、地道な活動を継続し、小回りが利き、全国学会にはない特色を出しながら発展するように願っております。

本号は、学会創立20周年ということもあり、「生涯学習社会における教育行政研究の課題」という特集テーマを組み、理論的・実践的に造詣の深い田代直人会員と沖野守先生にご寄稿いただきました。また堀和郎会員には、両先生の特集論文に対するコメントをお願いしました。無理なお願いにもかかわらず、いずれも今日の教育行政が直面している課題を考える上で示唆に富む玉稿をいただきましたこと、心よりお礼申し上げます。

自由投稿論文は3編に留まりました。編集委員会としましては、もっと多くの論文掲載を願っておりましたが、しかし掲載された論文はいずれも本学会のレフェリー制に基づく査読を経たものであり、その内容も外国研究、歴史研究、制度研究と幅広く、かつ質の高いものであると確信しております。

文献紹介では、特集テーマの生涯学習社会とも関連して、高齢化社会への移行に伴う複合領域的課題である〈福祉教育〉に関して、われわれの視点を広げてくれる貴重な情報を提供していただきました。編集委員会からの無理なお願いにもかかわらず、快くお引き受けいただき感謝いたします。

21世紀を目前に控え、新たな社会の形成に向けて教育改革の波はしばらく続きそうです。教育行政をめぐっても、中央教育審議会の答申（今後の地方教育行政の在り方について）が出されその具体化が進行するなど、教育委員会を中心とした地方教育行政の力量が今まで以上に求められることになりそうです。

このような教育行政（研究）の課題に、本学会がどのような形で応えていくのか、進むべき新しい道を模索する時期にさしかかっているのではないでしょうか。

西日本教育行政学会
紀要編集委員会

「教育行政学研究」編集委員

岩 永 定
池 田 輝 政
加治佐 哲 也
河 村 正 彦

印 刷	平成11年3月31日
発 行	平成11年3月31日
発行者	西日本教育行政学会 〒753-8513 山口市大字吉田1677-1 山口大学教育学部 田代直人研究室 ☎ 0839-33-5447
印刷所	グランド印刷株式会社 〒770-0941 徳島市万代町6丁目20-15 ☎ 088-622-8448

Studies on Educational Administration

- Naoto TASHIRO : Takes of the Study on Educational Administration Systems influenced by the Movement toward Life-long Learning Society
- Mamoru OKINO : Takes of the Study on Educational Administration with Relation to the Promotion of Life-long Learning
- Kazuo Hori : The Main Issues to be investigated in the Research related to Organizing of Life-long Learning Society: Some Comments to Professor Tashiro's Proposal.
- Kazue NAKASHIMA : The development of the nursery school movement in England with a focus on the activities of the Nursery School Association
- Hideyo TAKEMOTO : Some Consideration of SAWAYANAGI Masataro's Speech with the Reference to the Proposition of the higher educational institutions in the Special Educational Conference
- Jun TAKIZAWA
Katsutoshi SATAKE : An Empirical Study of the Factors governing Operation and Expansion of the Combined Selection System in Tokushima Prefecture
- Naoya SUGAI : A Selected Bibliography : Welfare Education
-

No. 20 March 1999

edited by

Nishi Nippon Society for Educational Administration Research